

広島国際会議場
指定管理者応募要領

平成26年8月

広島市市民局

目 次

1	指定管理者募集の趣旨	1
2	施設の概要	1
3	指定期間	2
4	指定管理者が行う業務	2
	（1）業務の範囲	
	（2）自主事業の実施	
	（3）利用促進の取組	
	（4）留意事項	
5	管理の基準	3
	（1）休館日	
	（2）開館時間	
	（3）使用の制限	
	（4）入場の制限	
	（5）関係法令の遵守	
	（6）開館日の拡大や開館時間の延長の提案	
6	指定管理料に関する事項	3
	（1）指定管理料の上限額	
	（2）前納利用料金	
	（3）指定管理料の支払方法	
	（4）利用料金の取り扱い	
7	指定の取消し等	4
8	申請資格等	5
	（1）基本的事項	
	（2）選定基準	
	（3）欠格事項	
	（4）法定雇用障害者数を達成していない申請者が提出する書類	
9	応募要領の配布期間、応募説明会等	6
	（1）スケジュール	
	（2）応募要領の配布期間、場所等	
	（3）説明会の開催日時、場所等	
	（4）質問の受付	
	（5）申請書の受付	
10	提出書類・提出部数	7
11	管理運営に関する収支計画書の開封	8
	（1）開封日	
	（2）開封場所	
	（3）実施方法	
12	その他の留意事項	8
13	審査及び選定に関する事項	8
	（1）審査方法等	
	（2）仮協定・協定の締結	
	（3）評価方法	
	（4）選定審査対象からの除外	
	（5）審査結果の通知及び公表	
	（6）その他	
14	指定管理者の履行責任等	10
	（1）指定管理者の履行責任に関する事項	
	（2）管理の継続が困難となった場合における措置に関する事項	
別紙 1	広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分 抜粋）	
別紙 2	提出書類一覧表	
別紙 3	広島国際会議場指定管理者候補評価基準	

広島国際会議場指定管理者応募要領

1 指定管理者募集の趣旨

平成15年9月に地方自治法が改正され、指定管理者制度が導入されたことにより、それまでは公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合、相手先が地方自治体の出資法人や公共的団体などに限られていましたが、議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に当該施設の管理を委ねることができるようになりました。

今般、広島国際会議場（以下、「会議場」という。）の指定期間が平成27年3月31日で終了することに伴い、指定管理者候補の選定にあたり広く事業者を公募し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

2 施設の概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 名称 | 広島国際会議場 |
| (2) 所在地 | 広島市中区中島町1番5号（広島平和記念公園内） |
| (3) 建物の構造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造り 地下2階、地上3階建 |
| (4) 敷地面積 | 115,932.60㎡ |
| (5) 延床面積 | 24,649.02㎡ |
| (6) 施設内容 | ①貸出用施設
・大ホール 1,547㎡、最大1,504席、残響可変装置、可変ステージ、6か国語同時通訳設備、スクリーン
・リハーサル室 192.2㎡
・控室 18.7㎡～21.2㎡ 5室
・国際会議ホール 600㎡、最大798席、6か国語同時通訳設備、スクリーン
・大会議室 650㎡ 6か国語同時通訳設備、スクリーン※2分割して使用可
・中会議室 350㎡ 4か国語同時通訳設備、スクリーン ※2分割して使用可
・小会議室 260㎡ 4か国語同時通訳設備、スクリーン※2分割して使用可
・会議運営事務室 520㎡ ※6分割して使用可
・会議運営事務室ロビー 300㎡
②その他の施設
・国際交流ラウンジ 233.69㎡
・レストラン 590.66㎡
・売店 12.02㎡
・会議場事務室 272.69㎡
・入居団体事務室 413.24㎡
・研修室 120.15㎡
・応接室・和室 192.92㎡
・渡り廊下 100.87㎡ |

(7) 駐 車 場 一般駐車場18台(地上)、身体障害者用駐車場4台(地下1階)、主催者用駐車場25台(地下2階)、管理・業務用駐車場11台(地上)

(8) 開 館 日 平成元年(1989年)7月

なお、当施設は大規模災害時の生活避難場所に指定されています。

※詳細は、会議場のホームページ(<http://www.pcf.city.hiroshima.jp/icch/>)を参照してください。

3 指定期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間とします。

4 指定管理者が行う業務

(1) 業務の範囲

ア 会議場の使用の許可に関すること(「緊急の場合(避難場所の開設等)は許可を取り消す。」などの条件を付す。)

イ 会議場への入場の制限に関すること。

ウ 会議場の特別設備の設置の許可に関すること。

エ 会議場の施設及び設備の維持管理に関すること。

オ その他市長が定める業務

(2) 自主事業の実施

指定管理者は、事前に広島市の承認を得て、施設を活用し自主事業を実施することができます。

施設利用者の便に供することを目的とし、自動販売機、公衆電話、売店、複写機、FAX、販売用傘立て等を設置し運営することができます。(行政財産の目的外使用となることから、市への使用料の納付が必要となります。)

(3) 利用促進の取組

会議場の利用促進を図るため、広島市の設定している数値目標を参考にした上で、独自の数値目標及びそれを達成するための利用促進策を提案してください。

広島市の数値目標：会議場の利用率(貸し出しの時間区分による利用率)

平成27年度 40.0%

平成28年度 41.0%

平成29年度 42.0%

平成30年度 43.0%

平成31年度 44.0%

上記の利用率を算出する際の分母になる数字は、

・会議場の貸出区分である午前、午後、夜間の3区分

・開館日数

・部屋の分割数(大会議室、中会議室、小会議室はそれぞれ2分割可能なので、それぞれ2とする。会議運営事務室の場合は、6分割が可能であるが1とする。)

をそれぞれの部屋で掛け合わせ、部屋ごとの算出数字を合計したものとしている。

なお、分子となる利用数も上記分母と同様の考え方としている。

(4) 留意事項

ア 業務の内容の詳細は、「広島国際会議場指定管理者業務仕様書」を参照してください。

イ 管理業務を一括して第三者に委託することはできません。ただし、管理業務の一部を、専門業者等に委託する場合は、広島市の承認を受けるとともに、業務内容を報告させ、完了確認を行い、結果について、広島市に他の報告書とあわせて提出してください。

ウ 指定期間終了後の引継業務

指定期間が終了するに当たって、新たな指定管理者が指定された場合は、業務内容等を引き継いでください。

5 管理の基準

(1) 休館日

12月29日から翌年1月3日まで

(2) 開館時間

午前9時から午後9時まで。ただし、国際交流ラウンジにあっては、4月1日から9月30日までの間は午前9時から午後7時まで、10月1日から翌年3月31日までの間は午前9時から午後6時まで。

(3) 使用の制限

ア 広島国際会議場条例第4条各号に定める場合には、指定管理者は使用の許可をしないこととしています。

イ 広島国際会議場条例第8条各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は使用の許可を取り消し、又は使用者に対し、使用の制限、使用の停止もしくは退去を命ずることができません。

(4) 入場の制限

広島国際会議場条例第5条各号のいずれかに該当する者に対し、指定管理者は、入場を拒み、又は退場を命ずることができます。

(5) 関係法令の遵守

地方自治法、消防法、労働基準法、建築基準法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、最低賃金法、広島国際会議場条例、広島国際会議場条例施行規則、広島市個人情報保護条例、その他関係法令等を遵守してください。

(6) 開館日の拡大や開館時間の延長の提案

申請者は、利用者へのサービス向上のために必要があれば、開館日の拡大や開館時間の延長等について提案をすることができます。

なお、広島市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがあります。

6 指定管理料に関する事項

会議場の管理については、地方自治法第244条の2第8項により、利用料金を指定管理者の自らの収入として収受する「利用料金制」を採用します。指定管理者は、利用者が支払う利

用料金、その他収入及び市が支払う施設運営に要する経費（以下、「指定管理料」という。）をもって施設を運営します。

(1) 指定管理料の上限額

広島市が支払う指定管理料（5年間分）の上限額は、5億7,477万7千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）とします。

なお、指定管理期間中に消費税率が引き上げられた場合は、指定管理料を増額するなどの適切な措置を講じます。

申請者は、下記①と②を積算し、必要な指定管理料を提案してください。

積算額	内 訳
①管理運営経費 (支出)	施設の維持管理・運營業務に伴う指定管理者の person 費、管理費（光熱水費、修繕料、保守管理費、消耗品費等）など、指定管理者が会議場を管理運営するにあたり必要となるすべての経費 消費税、地方税、事業所税等の諸税、広島市が直接使用する事務所等及び広島市が目的外使用を許可した事務室等にかかる経費（詳細は仕様書の別記3-1）を含む。
②利用料金等収入 (収入)	会議場の施設及び設備の利用料金、前納利用料金、その他指定管理者が管理運営を行うにあたって生じる収入（預金利子等）

(2) 前納利用料金

前納利用料金とは、現在の指定管理者が収納した次期指定期間の施設等の使用に係る利用料金のことで、この前納利用料金は、現在の指定管理者から平成27年4月1日以降、次期指定管理者に引き継ぎます。また、次期指定管理期間の最終年度に収納した前納利用料金は新しい指定管理者に引き継ぎます。

平成27年度及び平成31年度の収支計画書を作成するに当たっては、これを考慮した上で利用料金収入を算定してください。

(3) 指定管理料の支払方法

指定管理料は、原則、前金払いとします。なお、指定管理者の申出により、指定管理料を概算払いとすることができます。

広島市から指定管理者への支払いは、毎月払いとします。

(4) 利用料金の取り扱い

ア 設定

利用料金の額は、広島市が条例で定める金額の範囲において、指定管理者が市長の承認を得て決定することになります。

イ 減免

指定管理者は、市長の承認を受けて定める基準により、利用料金を減免又は返還することができます。

7 指定の取消し等

広島市は、指定管理者が次のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(1) 条例、規則等に違反したとき。

- (2) 業務に際し不正行為があったとき。
- (3) 広島市に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- (4) 広島国際会議場条例第13条第2項に定める基準に適合しなくなったとき。
- (5) 指定管理者の申請の際に提出した書類の内容に虚偽があることが判明したとき。
- (6) 別紙1「広島市の事務事業から暴力団を排除するための事務処理方針（指定管理者関係分抜粋）」に定める暴力団、暴力団員、県公安委員会公表者又は暴力団密接関係者に該当（役員が該当する場合を含む。以下「暴力団等」という。）することが判明したとき。
- (7) その他指定管理者に業務を行わせておくことが不可能、困難又は社会通念上不相当と広島市が判断したとき。

8 申請資格等

(1) 基本的事項

申請者は、法人その他の団体とし、法人格を問いません（株式会社、任意団体等の組織の形態を問いません。個人は申請資格を有しません。）。

ア 複数の団体による共同申請

ジョイント方式により構成された団体は、構成員の中から代表となる団体を定めてください。なお、応募に当たっては、代表団体及び構成員の変更は原則として認めません。

当該ジョイント方式により構成された団体の構成員は、別のジョイント方式により構成された団体の構成員となり、又は、単独で申請することはできません。

イ 新たな法人の設立

新たな法人を設立して申請する場合は、その法人を申請者としてください。申請時に設立されていない場合でも申請できることとしますが、仮協定書締結までに、法人の登記事項証明書又は法務局登記官の受領書その他これらに準ずる書類を提出してください。

(2) 選定基準

申請者は申請に当たり、次に掲げる基準のすべてに適合する必要があります。

ア 使用者の平等な会議場の使用が確保されること。

イ 事業計画書の内容が、会議場の設置の目的を効果的に達成し、かつ、その管理に要する経費を縮減できるものであること。

ウ 事業計画書に沿った会議場の管理を安定して行う能力を有していること。

(3) 欠格事項

申請者が申請日において、次のアからエまでのいずれかに該当する場合は、選定の対象外とします。

ア 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱に規定する指名停止の措置要件に該当している場合

イ 広島市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している場合

ウ 労働基準法等労働者使用関連法令に違反し、極めて重大な社会的影響を及ぼしている場合

エ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者雇用率が達成されておらず、かつ、障害者雇用納付金も滞納している場合

(※) ジョイント方式により構成された団体の場合は、団体を構成する会社等のうち1社

でも欠格事項に該当するときは、当該ジョイント団体は選定の対象外とします。

(※) 暴力団等は、欠格事項アにより選定の対象外となります。また、暴力団等に該当しないか確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を関係する官公庁へ提供します。

(4) 法定雇用障害者数（注1）を達成していない申請者が提出する書類

申請者が、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に定める障害者雇用状況報告書の作成時点（平成26年6月1日）において、法定雇用障害者数を達成していない場合は、障害者雇用計画書（様式10。注2）を提出し、同計画に基づき確実に障害者を雇用してください。

法定雇用障害者数を達成していないにもかかわらず、障害者雇用計画書を提出しない場合、又は提出された障害者雇用計画書の内容が著しく不相当であると広島市が認めた場合は、選定の対象外とします。

指定管理者の指定を受けた後は、業務実施報告（月例報告）等により障害者の雇用状況を報告していただきます。また、広島市は法定雇用障害者数への達成状況等を市議会に報告するとともに、広島市ホームページにおいて公表します。

なお、障害者雇用計画を達成していない場合は、理由書等の提出を求め、指導を行います。

（注1）「法定雇用障害者数」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第1項に基づき算出されたものをいう。

（注2）障害者雇用計画書は、その終期に法定雇用障害者数を達成するよう作成してください。

9 応募要領の配布期間、応募説明会等

(1) スケジュール

ア 応募要領の配布	平成26年8月1日（金）から9月30日（火）まで
イ 説明会の開催	平成26年8月11日（月）
ウ 質問受付期間	平成26年8月12日（火）から8月25日（月）まで
エ 申請書受付期間	平成26年9月24日（水）から9月30日（火）まで
オ 書類審査・面接審査	平成26年10月中旬から10月下旬
カ 審査結果の通知	平成26年11月上旬
キ 仮協定の締結	平成26年11月中旬
ク 指定管理者の指定	平成26年12月下旬
ケ 協定の締結	平成27年3月末

(2) 応募要領の配布期間、場所等

応募要領を次のとおり配布します。

配布期間：平成26年8月1日（金）から9月30日（火）まで

午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、土、日、祝日及び8月6日を除く。

配布場所：市民局国際平和推進部国際交流課（広島市役所本庁舎11階）及び広島市ホームページ

(3) 説明会の開催日時、場所等

応募要領の説明会を次のとおり開催します。

開催日：平成26年8月11日（月） 時間は参加希望者に個別に連絡します。

開催場所：広島国際会議場 3階 研修室2

内 容：応募要領及び仕様書の説明

※ 説明会当日は、応募要領及び仕様書を持参してください。

申込方法：平成26年8月7日（木）午後5時15分までに、別添の応募説明会参加申込書（様式13）を持参、電子メール又はファクシミリで市民局国際平和推進部国際交流課へ提出してください。

※ 持参の場合は、土、日及び8月6日を除く午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付けます。電子メール又はファクシミリの場合は、送信後、担当者に電話連絡してください。

その他：① 説明会で別途配布する資料がありますので、応募を予定している団体は、説明会にできるだけ参加してください。参加できない団体には説明会開催以降、国際交流課において資料を配布します。（説明は行いません。）

② 参加人数は各団体3名以内としてください。

(4) 質問の受付

応募要領に関する質問を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成26年8月12日（火）から8月25日（月）

受付方法：別添の申請関係質問票（様式12）により、市民局国際平和推進部国際交流課に電話連絡の上、電子メール又はファクシミリで提出してください。

回答予定：平成26年9月4日（木）までに、広島市ホームページに随時掲載します。

(5) 申請書の受付

申請書を次のとおり受け付けます。

受付期間：平成26年9月24日（水）から9月30日（火）午後5時15分まで

提出場所：市民局国際平和推進部国際交流課

提出方法：持参又は郵送（特定記録郵便等とし、上記期限までの必着とします。）

※ 電子メール、ファクシミリでの受付はしません。

※ 持参の場合は、土、日を除く、午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付けます。

※ 郵送の場合は、特定記録郵便等とし、9月30日（火）午後5時15分までの必着とします。

10 提出書類・提出部数

提出書類一覧表（別紙2）のとおり

なお、申請者の発行済株式の100%を保有している親会社（株式会社に限る。）がいる場合は、親会社の財務状況も評価の対象としますので、申請者と同様の財務書類及び団体の概要を記載した書類を提出してください。

11 管理運営に関する収支計画書の開封

提出書類のうち、管理運営に関する収支計画書（様式5）及び積算内訳書（様式5別紙）については、次のとおり開封します。

(1) 開封日

平成26年10月1日（水）午後1時30分から

(2) 開封場所

広島市役所本庁舎14階第2会議室

(3) 実施方法

ア 開封時には、指定管理料の提案額が上限額の範囲内であるか否かを発表します（各申請団体の提案額は発表しません。）。また、申請者が1団体のみであった場合も同様に行います。

イ 申請者は開封の立会いを希望することができます。ただし、立会者は各申請団体につき1名とします。

12 その他の留意事項

- (1) 1団体（1グループ）が、この募集において複数の申請をすることはできません。
- (2) 申請の際に要する費用は、申請者の負担とします。
- (3) 提出された書類の内容は受付後には変更できません。
- (4) 必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。
- (5) 申請を辞退するときは、辞退届を提出してください。ただし、提出された書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- (6) 本市が提供する資料は、申請に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の目的の範囲内であっても、本市の了承を得ることなく第三者に対して、これを使用させ、又は内容を提示することを禁止します。
- (7) 申請者が応募に当たって、特許権、実用新案権その他法令に基づいて保護されている権利を侵害し、第三者に損害を与えたときは、その責任の一切を申請者が負うこととします。
- (8) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、広島市が指定管理者候補者の選定の公表等に必要な場合には、広島市は申請書類の著作権を無償で使用できるものとします。
- (9) 提出した申請書類は広島市の公文書になるため、広島市情報公開条例に基づく情報公開請求が提出された場合は、原則として請求者に対して開示されます。

13 審査及び選定に関する事項

(1) 審査方法等

ア 審議会において、提出書類及び面接により審査し、指定管理者として適当であると判断される団体のうちから第1位順位から第3位順位までの候補者を選定します。

イ 応募団体が5団体を超える場合は、審議会では提出書類を審査し5団体を選定（書類審査）した上で、面接審査を行います。書類審査の結果は全ての申請者に対して書面で通知します。

ウ 面接は、10月中旬から10月下旬を予定しています。日程、場所等が決まり次第通知します。

エ 面接には、応募団体（ジョイント方式により構成された団体で応募した場合は代表団体）の代表者を含む3名以内の出席をお願いします。

オ 代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式15）を持参してください。

(2) 仮協定・協定の締結

広島市は、第1位順位の候補者と詳細な項目について協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。広島市議会の議決を経た後に、候補者を指定管理者として指定し、施設管理に関する協定を締結します。

第1位順位の候補者との協議が成立しない場合には、第2位順位、第3位順位の候補者と順次協議を行います。

なお、これらの者が応募要領に掲げる欠格事項に該当する場合には、仮協定は締結しません。

ア 協定は、指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」と、年度ごとの管理経費や事業実施に係る事項等を定めた「年度協定」で構成されます。

イ 指定管理者が協定の締結までに次の事項に該当するときは、仮協定を解除するとともに指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

(ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が確実でないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(ウ) 応募要領に掲げる欠格事項に該当するとき。

(3) 評価方法

広島市で定めた基準（広島国際会議場指定管理者候補評価基準（別紙3））により評価します。

(4) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外します。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募要領に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を超過してから提出書類等が提出された場合

エ 申請日以後において応募要領に掲げる欠格事項に該当した場合

オ その他不正行為があった場合

(5) 審査結果の通知及び公表

申請者に対し、11月上旬に通知します。また、審査結果を広島市ホームページへの掲載等により公表します。

(6) その他

ア 審議会委員及び本市関係職員に対し、本件公募についての接触を禁じます。接触の事実が認められた場合には失格となる場合があります。

イ 広島市議会で指定管理者を指定する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、本市は補償しません。

14 指定管理者の履行責任等

(1) 指定管理者の履行責任に関する事項

- ア 指定管理者は、施設利用者の被災に対する第1次責任を有し、施設又は施設利用者に災害があった場合は、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに広島市に報告しなければなりません。
- イ 指定管理者は、事業継続が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合は、速やかに広島市に報告しなければなりません。
- ウ 前記に規定するもののほか、指定管理者の履行責任に関する事項については、協定で定めます。

(2) 管理の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、広島市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができます。
この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつたときは、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- イ 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、広島市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- ウ 上記ア又はイにより、指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、広島市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- エ 不可抗力その他広島市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により指定に基づく管理が困難になった場合は、広島市と指定管理者は、指定に基づく管理の継続の可否について協議します。
- オ 前記に規定するもののほか、指定に基づく管理の継続が困難となった場合の措置については、協定で定めます。

○ 問い合わせ先

〒730-8586

広島市中区国泰寺一丁目6番34号

広島市市民局国際平和推進部国際交流課 井上、重水

電話 082-504-2106 (直通)

ファクシミリ 082-249-6460

電子メール kokusai@city.hiroshima.lg.jp

ホームページ <http://www.city.hiroshima.lg.jp>